

横浜市 法人市民税の減免手続きのお知らせ

横浜市の法人市民税の減免手続き簡素化を図るため、令和4年度から主たる事務所の所在区ごとに段階的に5年に1度の手続きに変更しました。減免手続きの時期は以下のスケジュールのとおりです。

区ごとの減免手続きスケジュール

主たる事務所の所在区	次回の手続き時期		次々回の手続き時期
① 都筑・泉・栄・戸塚・瀬谷	R 6 年 4 月中	5年後 ➔	R 1 1 年 4 月中
② 鶴見・神奈川・西	R 7 年 4 月中		R 1 2 年 4 月中
③ 中・南	R 8 年 4 月中		R 1 3 年 4 月中
④ 港南・保土ヶ谷・旭・磯子・金沢	R 9 年 4 月中		R 1 4 年 4 月中
⑤ 港北・緑・青葉	R 1 0 年 4 月中		R 1 5 年 4 月中

◆ 裏面に早見表を掲載しています。

登記事項の変更等があった場合は、『異動届出書』をご提出ください(※)。

なお、変更の内容により、減免手続きがスケジュールどおりではなくなる場合があります。

また、手続きが必要な年度には、4月上旬に横浜市役所から書類を送付します。

※ 『異動届出書』の提出が必要な変更

- (1) 移転
- (2) 横浜市内での事業所の開設・閉鎖
- (3) 収益事業の開始・廃止(注)
- (4) 一般社団・財団法人が非営利型ではなくなった場合
- (5) 書類の送付先の変更 等

注) 収益事業を開始していたことが判明した場合、遡及して課税される場合があります。

減免手続き時期の早見表

申請時期 主たる 事務所の所在区	都筑・泉・栄 戸塚・瀬谷	鶴見・西 神奈川	中・南	港南・保土ヶ谷 旭・磯子・金沢	港北・緑・青葉
令和6年4月中 (R5.4.1～R6.3.31分)	必要				
令和7年4月中 (R6.4.1～R7.3.31分)		必要			
令和8年4月中 (R7.4.1～R8.3.31分)			必要		
令和9年4月中 (R8.4.1～R9.3.31分)				必要	
令和10年4月中 (R9.4.1～R10.3.31分)					必要
令和11年4月中 (R10.4.1～R11.3.31分)	必要				
令和12年4月中 (R11.4.1～R12.3.31分)		必要			
令和13年4月中 (R12.4.1～R13.3.31分)			必要		
令和14年4月中 (R13.4.1～R14.3.31分)				必要	
令和15年4月中 (R14.4.1～R15.3.31分)					必要

※主たる事務所の所在区により5年に1度の減免手続きとなりますが、登記事項の変更等がある場合は、減免手続きが次年度の4月に再度必要になる等、早見表どおりではなくなる場合があります。

早見表どおりではなくなる例

- R5年4月1日に設立した港南区の法人は、R6年4月に減免手続きが必要となり、港南区が所在区であるためその次の手続きはR9年4月です。
- 港南区の法人がR5年6月1日に中区へ移転した場合は、R6年4月に減免手続きが必要となり、中区が所在区となるためその次の手続きはR8年4月です。
- 西区の法人がR5年6月1日に他区に事務所を開設をした場合は、R6年4月に減免手続きが必要となり、引き続き主たる事務所の所在地が西区の場合はその次の手続きはR7年4月です。
- 緑区の法人がR6年6月1日に旭区へ移転した場合は、R7年4月に減免手続きが必要となり、所在区が旭区となるためその次の手続きはR9年4月です。

横浜市 総務局 法人課税課 法人市民税担当

所在地：〒231-8316

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話：045(671)4481 FAX：045(210)0481

Eメール：so-houjin@city.yokohama.jp